

公共交通デジタル化普及業務仕様書

1 委託業務の名称

公共交通デジタル化普及業務

2 趣旨・目的

持続可能な公共交通の構築に向けて、コミュニティバス等に係る運行情報のデジタルデータ（GTFSデータ等）の整備や、経路検索サービスの活用による利用者の利便性向上、配車システム等の導入による交通事業者の省力化など、デジタル技術を活用した交通DXを推進する。これにより、地域住民の利便性向上に加え、観光・ビジネス・帰省等の地域外からの利用促進を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務概要

コミュニティバス等に係る運行情報のデジタルデータの整備・活用や、経路検索サービス等の利用者向けサービスの普及拡大に向けて、市町村及び交通事業者に対し、勉強会の開催や情報提供等の技術支援を行う。

また、運行の省力化及び利便性の向上を図るため、配車システムやキャッシュレス決済等のサービス提供事業者と、運行主体である交通事業者や市町村とのマッチング機会を創出するセミナーを開催する。

5 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。具体的な実施内容については、受託者において検討の上、提案すること。なお、本業務の趣旨を踏まえ、効果的に目的が達成できる内容がある場合は、予算上限額の範囲内において、以下の業務に追加して提案することができる。

(1) 運行情報データ整備・活用勉強会（仮称）の開催

市町村及び交通事業者を対象に、コミュニティバス等に係る運行情報のデジタルデータの整備方法やオープンデータ化の手法を解説するとともに、整備されたデータの分析・活用に資するツールの操作方法等について説明を行う。

ア 開催時期 令和8年8月～9月頃

イ 開催方法 オンライン開催

ウ 対象者 市町村及び交通事業者

エ 開催内容

(ア) GTFSデータの整備方法及び関連ツールの操作説明

(イ) GTFSデータリポジトリの登録方法及び乗換案内サービス等との連携方法

(ウ) GTFSデータやモビリティデータを活用した分析方法等の解説

(国土交通省「地域公共交通計画策定支援ツール」の活用等を想定)

オ 業務内容

- (ア) 開催案内の作成（デザイン含む）、開催案内の通知及び受講者とりまとめ
- (イ) 受講環境に関する案内及び相談対応（インターネット、Wi-Fi環境の助言等を含む）
- (ウ) 説明資料の作成
- (エ) 当日の運営（司会進行及び進行補助を含む）
- (オ) 説明内容に関する問い合わせ対応

カ 留意事項

- (ア) 内容は、初任者にも理解可能な水準とすること。
- (イ) 当日の不測の事態においても対応できるよう人員を配置すること。
- (ウ) 資料については、著作権者の許諾がある場合に限り既存資料の活用を可とする。

(2) 運行情報データ整備に係る市町村・交通事業者担当者への相談対応

コミュニティバス等の運行情報データの整備・更新を円滑に進めるため、市町村及び交通事業者からの相談に対応し、必要に応じて継続的な技術的支援を行う。

ア 業務内容

- (ア) GTFSデータ整備に係る不具合・不明点への対応
- (イ) GTFSデータリポジトリ登録等に係る不具合・不明点への対応
- (ウ) 対象者のデータ整備状況を把握する進捗管理表の作成

イ 留意事項

問い合わせ対応は内容に応じて、メール、電話及びオンライン会議など、適切な手法により実施すること。

(3) 公共交通利用者のデジタルリテラシー向上勉強会(仮称)の開催

公共交通利用者のデジタルリテラシー向上を図るため、市町村担当者等を対象に、経路検索サービスやバスロケーションシステム等のデジタルサービスの活用方法及び普及手法に関する勉強会を開催する。

ア 開催時期 県と協議の上、決定する

イ 開催方法 オンライン開催

ウ 対象者 市町村及び交通事業者

エ 開催内容

(ア) 利用者向けデジタルサービスの活用方法

- ・スマートフォンを用いた経路検索サービス、バスロケーションシステム、配車アプリ等の基本操作
- ・サービスの対象エリア及び特徴を整理した一覧
- ・目的地までの公共交通経路を表示する二次元コードの活用方法 など
(Google Maps等の活用を想定)

(イ) 地域における普及手法

- ・公共交通マップ（紙媒体）へのデジタルサービス情報の掲載
- ・公共交通乗り方教室等におけるデジタルサービスの操作説明
- ・イベントチラシ等への経路検索用二次元コードの掲載
- ・外国人向け案内における多言語対応サービスの活用 など

オ 業務内容

- (ア) 開催案内の作成（デザイン含む）、開催案内の通知及び受講者とりまとめ
- (イ) 受講環境に関する案内及び相談対応（インターネット、Wi-Fi環境の助言等を含む）
- (ウ) 説明資料の作成
- (エ) 当日の運営（司会進行及び進行補助を含む）
- (オ) 説明内容に関する問い合わせ対応

カ 留意事項

- (ア) 各市町村等において具体的な取組に着手できるよう、実践的な開催内容にするとともに、必要な資料及び情報提供を行うこと。
- (イ) 当日の不測の事態においても対応できるよう人員を配置すること。
- (ウ) 資料については、著作権者の許諾がある場合に限り既存資料の活用を可とする。

(4) 公共交通DXセミナー（仮称）の開催

- ア 開催時期 令和8年7月～10月頃
- イ 開催方法 オンライン開催
- ウ 対象者 市町村及び交通事業者
- エ 開催内容 デジタル技術（配車システム、キャッシュレス決済等）を提供する事業者によるサービス紹介及び導入事例の共有

オ 業務内容

- (ア) 開催案内の作成（デザイン含む）、開催案内の通知及び受講者とりまとめ
- (イ) 受講環境に関する案内及び相談対応（インターネット、Wi-Fi環境の助言等を含む）
- (ウ) セミナー資料の事前送付及びマッチングに係る連絡先の整理
※セミナー資料は登壇企業が作成する。
- (エ) 当日の運営（司会進行及び進行補助を含む）
※登壇企業の選定、依頼及び連絡等は県が実施する。

6 成果物

(1) 納入物

項番	成果物	内容	提出時期
1	実施計画書	事業の目的、実施体制、実施内容、スケジュールなどを実施計画としてまとめたもの	事業開始時
2	データ整備状況等に係る進捗管理表	交通事業者、市町村によるデータ整備及びオープンデータ化の進捗状況を報告するもの	随時
3	実績報告書	事業の実施状況をまとめ、事業の完了を報告するもの（収支報告を含む）	事業完了時

(2) 納期

納入物の納期限は、令和9年3月31日とする。

7 権利関係

- (1) 本業務の実施により著作権が生じた場合、当該著作権は全て本県に帰属するものとし、受託事業者は本県の許可なく複製、公表、貸与及び使用してはならない。
- (2) 受託事業者は、本業務が第三者の著作権その他の権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、受託事業者以外の者の著作物（以下、「原著作物」という。）を使用する場合には、許諾不要のものを除き、原著作物の著作権所有者の許諾を得るなど、必要な手続きを取った上で、本業務に当たることとし、原著作物の著作権所有者と本県との間に著作権法（昭和45年法律第48号）等の紛争が生じないようにしなければならない。

8 個人情報等の取り扱い

- (1) 守秘義務
受託事業者は、本業務の履行に際して、知り得た情報を漏らしてはならない。
- (2) 個人情報の保護
本業務の実施に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」の各条項を厳守し、個人情報の取り扱いを適正に行うこと。

9 協議

- (1) 実施内容、実施方法等については、事前に県と協議するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議するものとする。